

妙高市簡易水道事業 経営戦略

第1章 経営戦略の概要

1. 策定の趣旨

簡易水道は、市民生活に欠くことのできない重要なライフラインであることから、将来に渡り安定的に事業を継続していくために、妙高市簡易水道事業経営戦略（以下、「本経営戦略」という。）を策定します。

2. 期間

本経営戦略の期間は、平成29年度から平成38年度の10年間とします。

経営状況の変化に対応するため、P D C Aサイクルに基づく検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

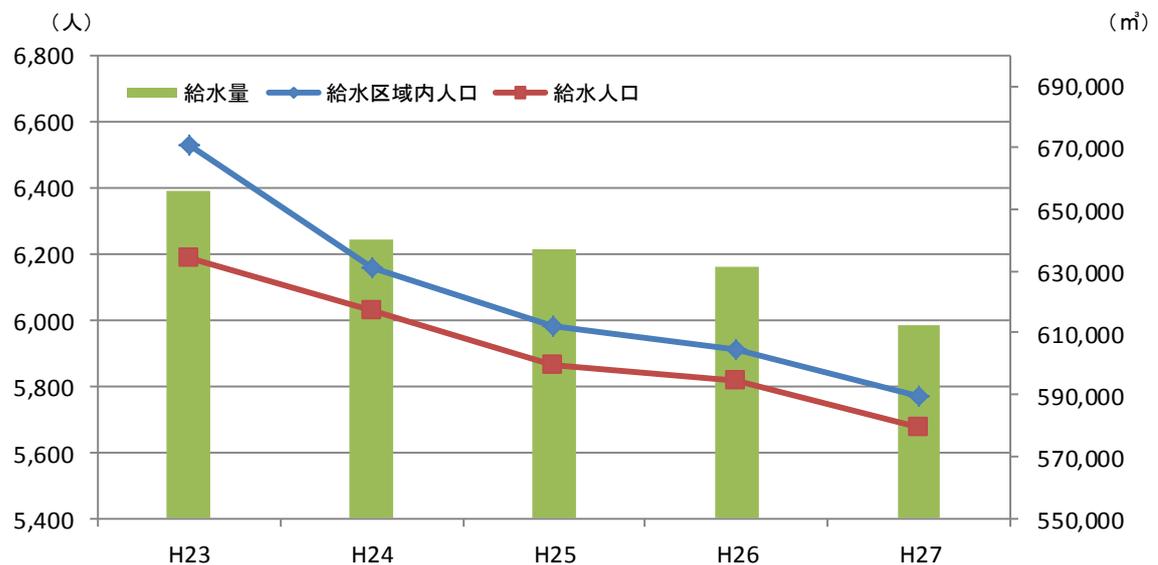
3. 現状と課題

(1) 給水量

近年は、過疎化の進行による人口減少や、市民の節水意識の高まりなどから、給水量は年々減少し、平成27年度では612,647 m³となっています。

今後も人口減少が続き、給水量が減少する見込みです。

	H23	H24	H25	H26	H27	5カ年増減
給水区域内人口(人)	6,525	6,155	5,981	5,910	5,766	△11.6%
給水人口(人)	6,187	6,028	5,861	5,813	5,675	△8.3%
給水量(m ³)	655,995	640,426	636,980	631,432	612,647	△6.6%



(2) 水道施設

現在、6つの浄水場と21の配水池により、給水を行っていますが、建設から約30年経過し老朽化した施設や経年管が多いうえ、給水量の減少により施設の稼働率が下がっています。

施設の更新には多額の費用がかかることから、今後は統合やダウンサイジングを検討する必要があります。

	平 丸	長 沢	妙 高	
浄水場等	平丸浄水場	長沢浄水場	新井南浄水場	水原・泉浄水場
浄水方法	急速ろ過・塩素滅菌	急速ろ過・塩素滅菌	急速ろ過・塩素滅菌	急速ろ過・塩素滅菌
計画給水量	141 m ³ /日	119 m ³ /日	311 m ³ /日	394 m ³ /日
管路延長	8,302 m	11,230 m	20,397 m	30,557 m
配水池数	2 箇所	2 箇所	3 箇所	2 箇所
供用開始	昭和 63 年 9 月	平成 5 年 8 月	平成 6 年 12 月	平成 5 年 12 月
供用年数	29 年	24 年	23 年	24 年

	妙 高		関 地 区	燕 温 泉	大 谷
浄水場等	関山浄水場	大鹿配水池	関配水池	燕浄水場	大谷滅菌室
浄水方法	膜ろ過・塩素滅菌	塩素滅菌	塩素滅菌	膜ろ過・塩素滅菌	塩素滅菌
計画給水量	1,342 m ³ /日	306 m ³ /日	460 m ³ /日	150 m ³ /日	26 m ³ /日
管路延長	64,501 m	23,981 m	5,598 m	1,871 m	2,040 m
配水池数	5 箇所	1 箇所	3 箇所	1 箇所	1 箇所
供用開始	昭和 34 年 4 月	平成 20 年 4 月	昭和 40 年 8 月	平成 12 年 4 月	平成 17 年 4 月
供用年数	58 年	9 年	52 年	17 年	12 年

(3) 災害・危機管理対策

水道は市民生活に欠くことのできない重要なライフラインであることから、災害が発生した場合も、断水や給水制限は極力避けなければなりません。

このため、「危機管理マニュアル」を策定し応急対策を行うほか、老朽化した施設の統合廃止や経年管の更新を実施しております。今後も引き続き、施設の耐震化や施設の更新を合わせて取り組む必要があります。

(4) 経営

平成 28 年度で簡水統合事業が完了したことから、平成 29 年度より、これまで2種類あった簡易水道料金を統一します。

業務の効率化による経費削減を進め、なお不足する分は一般会計から補填を受けて事業を運営してきました。今後も過疎化の進行と人口減少で、給水量は減少する見込みで、収益の悪化と厳しい経営状況が見込まれるため、料金を見直す必要があります。

(5) 組織体制

企業会計職員を削減してきており、現在、簡易水道事業会計の職員は3人で、ガス、水道、下水道事業会計職員と一体的に事業を運営しています。

また、一般会計部局との人事異動があり、技術の継承をするため、民間委託をしています。が、今後は委託内容を見直す必要があります。

第2章 経営方針

簡易水道事業の経営環境は、過疎化により給水量と料金収入が減少する一方で、今後は更新時期を迎える施設が増加し、より一層厳しくなると見込んでいます。

このような状況の中、事業を継続するため、次の基本方針に基づき事業経営に取り組みます。

1. 持続可能な事業の構築

- ①的確な経営改善や経営判断を行うため、平成31年度から地方公営企業法を適用し、経営の健全化を図ります。
- ②将来に渡り持続可能な事業を構築するため、経営戦略を策定し、PDCAサイクルによる検証結果を経営に反映させていきます。

2. 災害に強く安心・安全・安定したライフラインへの転換

- ①老朽化が進む基幹施設について、計画的な更新や長寿命化対策を行います。
- ②施設の更新にあたっては、施設の統合やダウンサイジングを進めます。
- ③漏水の著しい地区を中心に、経年管の計画的な更新を行います。

3. 健全経営を維持するための収入の確保

- ①経営の安定化に資するため、水道料金について、費用に対する回収率を検証し、適正な受益者負担の観点から定期的に見直しを行います。

第3章 投資・財政計画

(別紙)

第4章 効率化・経営健全化の取り組み

1. 人材確保

現在ガス、水道、下水道事業会計職員と一体的に事業を運営していますが、今後は地方公営企業法の適用や施設の維持管理には専門的な知識と経験が必要なことから、職員間の技術継承や研修などにより、事業に精通した職員の育成に取り組んでいきます。

2. 民間活用

業務の効率化や経費削減のため、これまでも施設の維持管理や検針業務について民間委託を行っています。

今後も、安定した給水サービスを提供するため、民間活用の拡大について検討します。

3. 経営の健全化

的確な経営改善や経営判断を行うため、平成31年度から地方公営企業法を適用します。

4. 情報公開

市の広報誌やホームページにおいて、水質検査結果や財務状況などを公表していますが、今後も簡易水道事業への理解と協力が得られるよう、情報提供に努めます。

投資・財政計画（補足説明）

【投資計画】

簡易水道施設は、今後、更新時期を迎えるものが多く、その更新には多額の資金が必要となりますが、優先順位付けや平準化により、実現が可能な計画とします。

主な事業計画は次のとおり。

- ・配水管更新事業（平成 29 年度～平成 38 年度）

【財政計画】

給水量の減少により収益は減少する一方で、施設更新などの費用が必要となり、財源確保は厳しい状況が見込まれます。

このため、徹底した経費節減と経営の効率化を図るとともに、企業債発行を抑制し、水道料金の定期的な見直しや、一般会計からの必要な補填を受ける計画とします。

投資・財政計画(簡易水道事業)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的 収入	1	総 収 益 (A)	195,909	204,532	207,178	203,721	200,206	198,564	191,605	189,730	181,256	174,795	167,758	163,115
	(1)	営 業 収 益 (B)	123,676	122,947	124,914	123,305	121,717	120,150	118,603	117,076	115,570	114,083	112,615	111,167
		ア 料 金 収 入	123,494	122,785	124,758	123,149	121,561	119,994	118,447	116,920	115,414	113,927	112,459	111,011
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	182	162	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156
	(2)	営 業 外 収 益	72,233	81,585	82,264	80,416	78,489	78,414	73,002	72,654	65,686	60,712	55,143	51,948
		ア 他 会 計 繰 入 金	71,536	81,431	79,122	79,762	77,835	77,760	72,348	72,000	65,032	60,058	54,489	51,294
		イ そ の 他	697	154	3,142	654	654	654	654	654	654	654	654	654
	2	総 費 用 (D)	142,752	184,720	147,901	141,452	138,517	135,281	132,063	128,492	124,752	122,955	120,130	118,672
	(1)	営 業 費 用	92,780	133,072	104,649	98,136	97,370	97,608	97,837	97,669	97,309	98,136	97,370	97,608
		ア 職 員 給 与 費	23,274	23,326	19,291	19,291	19,291	19,291	19,291	19,291	19,291	19,291	19,291	19,291
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	69,506	109,746	85,358	78,845	78,079	78,317	78,546	78,378	78,018	78,845	78,079	78,317
	(2)	営 業 外 費 用	49,972	51,648	43,252	43,316	41,147	37,673	34,226	30,823	27,443	24,819	22,760	21,064
	ア 支 払 利 息	43,374	42,133	39,886	37,666	35,497	32,023	28,576	25,173	21,793	19,169	17,110	15,414	
	ウ ち 一 時 借 入 金 利 息		59	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	
	イ そ の 他	6,598	9,515	3,366	5,650	5,650	5,650	5,650	5,650	5,650	5,650	5,650	5,650	
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	53,157	19,812	59,277	62,269	61,689	63,283	59,542	61,238	56,504	51,840	47,628	44,443	
資本的 収入	1	資 本 的 収 入 (F)	208,248	300,346	197,884	221,943	156,253	133,141	125,021	124,500	114,049	106,586	98,234	93,442
	(1)	地 方 債	99,200	178,200	79,200	102,300	39,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2)	他 会 計 補 助 金	107,891	122,145	118,683	119,642	116,752	116,640	108,520	107,999	97,548	90,085	81,733	76,941
	(3)	他 会 計 借 入 金												
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金												
	(6)	工 事 負 担 金	410	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	(7)	そ の 他	747											
	2	資 本 的 支 出 (G)	261,287	320,876	257,161	284,212	217,942	196,424	184,563	185,738	170,553	158,426	145,862	137,885
	(1)	建 設 改 良 費	107,958	167,010	104,020	98,100	30,000	28,500	28,500	32,000	33,550	35,500	37,000	38,864
		ウ ち 職 員 給 与 費												
	(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	153,329	153,866	153,141	186,112	187,942	167,924	156,063	153,738	137,003	122,926	108,862	99,021
	(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5)	そ の 他													
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 53,039	△ 20,530	△ 59,277	△ 62,269	△ 61,689	△ 63,283	△ 59,542	△ 61,238	△ 56,504	△ 51,840	△ 47,628	△ 44,443	

投資・財政計画(簡易水道事業)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	118	△ 718										
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	600	718										
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	718											
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒 字 (P)	718											
(N)-(O)	赤 字 (Q)												
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	66	60	69	62	61	65	67	67	69	71	73	75
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C) (S)	123,676	122,947	124,914	123,305	121,717	120,150	118,603	117,076	115,570	114,083	112,615	111,167
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	123,676	122,947	124,914	123,305	121,717	120,150	118,603	117,076	115,570	114,083	112,615	111,167
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	1,937,521	1,961,855	1,887,914	1,804,102	1,655,660	1,504,236	1,364,673	1,227,435	1,106,932	1,000,506	908,144	825,623

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分		71,536	81,431	79,122	79,762	77,835	77,760	72,348	72,000	65,032	60,058	54,489	51,294
うち基準内繰入金		71,536	81,431	79,122	79,762	77,835	77,760	72,348	72,000	65,032	60,058	54,489	51,294
うち基準外繰入金													
資本的収支分		107,891	122,145	118,683	119,642	116,752	116,640	108,520	107,999	97,548	90,085	81,733	76,941
うち基準内繰入金		76,961	59,344	66,237	67,000	65,381	65,318	60,771	60,479	54,627	50,448	45,770	43,087
うち基準外繰入金		30,930	62,801	52,446	52,642	51,371	51,322	47,749	47,520	42,921	39,637	35,963	33,854
合 計		179,427	203,576	197,805	199,404	194,587	194,400	180,868	179,999	162,580	150,143	136,222	128,235